理事の職務権限規程

（目的）
第1条　本規程は、特定非営利活動法人こどもの里（以下「当団体」という。）の業務の適法かつ効率的な執行を図るため、理事の職務権限を定めることを目的とする。

（法令等の遵守）
第2条　理事は、当団体に適用される法令、定款、内部規程等（以下「法令等」という。）を遵守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める当団体の目的の遂行に寄与しなければならない。

（職務権限）
第3条　理事長及び事務局長は、法令等に定めるもののほか、別表に掲げる職務権限を有する。
2.　前項の規定は、理事でない事務局長について準用する。

（細則）
第4条　本規程に定めるもののほか、理事の職務権限に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

（改廃）
第5条　本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

本規程は、令和６年２月27日から施行する。

別表　理事の職務権限

項目	決裁権者	
	理事長	事務局長
役割	・当団体を代表し、その業務を総理する。 ・理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。	・事務局の事務を統括する。 ・理事長の事故時等に、その職務を代行する。
決裁権者に事故等があった場合の職務代行者	事務局長	理事長又は事務局次長
事業計画案及び予算案の作成に関すること	○	
事業報告案及び決算案の作成に関すること	○	
人事及び給与制度の立案及び報告に関すること	○	
従業員の任用に関すること（ただし理事長又は事務局長の地位にある者を除く。）	○	
規程類の作成に関すること	○	
福利厚生に関すること		○